

平成29年第6回

# 荒川区教育委員会定例会

平成29年3月24日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成29年荒川区教育委員会第6回定例会

- |        |   |   |
|--------|---|---|
| 1 日 時  | 平成29年3月24日  | 午後1時30分   |
| 2 場 所  | 特別会議室   |   |
| 3 出席委員 | 委 員 長<br>委員長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>教 育 長  | 高 野 照 夫<br>小 池 寛 治<br>小 林 敦 子<br>坂 田 一 郎<br>高 梨 博 和   |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長<br>教 育 総 務 課 長<br>教 育 施 設 課 長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>生 涯 学 習 課 長<br>図 書 館 課 長<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 阿 部 忠 資<br>山 本 吉 毅<br>泉 谷 清 文<br>相 川 隆 史<br>小 山 勉<br>北 村 美 紀 子<br>田 窪 和 美<br>佐 々 木 希 久 子<br>中 村 栄 吾<br>湯 田 道 徳<br>宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

- 議案第10号 荒川区いじめ問題対策連絡協議会規則
- 議案第11号 荒川区いじめ問題対策委員会規則
- 議案第12号 荒川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則

議案第13号 荒川区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

議案第14号 荒川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

議案第15号 荒川区立図書館館則の一部を改正する規則

議案第16号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第17号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第18号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第19号 荒川区教育委員会事務局の人事について

議案第20号 指導主事の任用について

議案第21号 荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について

議案第22号 「荒川区学校図書館活用指針」の改訂について

## (2) 報告事項

ア 平成29年度予算における教育委員会主要事業について

イ 第三瑞光小学校第二校舎の竣工報告について

ウ 奥の細道矢立初めの地 子ども俳句相撲大会の結果について

エ 荒川ふるさと文化館の休館日程について

## (3) その他

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第6回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日は5名出席でございます。

会議録の署名委員は、小林委員及び坂田委員にお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長 先週閉会いたしました荒川区議会2月会議におきまして、小林委員と坂田委員については、お二人とも4月2日以降も教育委員としてお務めいただくということで議会の同意が得られました。小林先生、坂田先生、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、私、高梨についても4月2日以降、新教育長ということで議会の御同意をいただきました。引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本年度最後の教育委員会定例会になりますが、年度末ということもあって、議案を多数御提出させていただきました。どうか慎重審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ありがとうございます。高梨教育長、よろしくお願ひします。

12月9日開催の第23回定例会の会議録が机上に配付されております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点がありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

本日の議事日程に従いまして議事を進めます。本日は審議事項が13件、報告事項が4件です。

まず議案の審議を行います。本日の議案のうち、議案第10号、議案第11号及び議案第13号は「荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」の制定に伴うもの、議案第12号、議案第16号及び議案第18号は介護時間制度の導入等に伴い行うもの、議案第14号及び議案第15号は区立中央図書館の開館に伴い行うものでございます。

同種の規則でございますので、それぞれ一括して説明を受け、質疑を行った後、1件ずつ決をとることとしたいと思いますが、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

委員長 異議なしとのことですので、そのように取り扱います。

初めに議案第10号「荒川区いじめ問題対策連絡協議会規則」、議案第11号「荒川区いじめ問題対策委員会規則」、議案第13号「荒川区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」の3本について一括して御説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第10号「荒川区いじめ問題対策連絡協議会規則」について御説明を申し上げます。提案の理由でございますが、この後、11号、13号ともございま

すが、荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定に伴いまして設置されます。荒川区いじめ問題対策連絡協議会に関し必要な事項を定めるため、荒川区いじめ問題対策連絡協議会規則を新たに制定するものでございます。

主な内容でございます。趣旨でございます。この規則は、荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第8条の規定に基づきまして、荒川区いじめ問題対策連絡協議会に関し必要な事項を定めるものでございます。必要な事項の内容についてでございます。まず2の招集の通知でございます。会長が協議会を招集しようとするときには、その日時、場所、議題その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならないという規定でございます。また、ただし書きがございまして、緊急を要する場合は、この限りではないというものでございます。

3の会議録につきましては、会長は会議録を作成し、これを保存するものでございます。4の協議会の庶務につきましては、教育委員会事務局指導室において処理するものでございます。

5の委任の事項でございます。この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、荒川区教育委員会教育長が定めるものでございます。

別紙に規則を載せさせていただいております。第1条から第5条まででございます。施行期日につきましては、平成29年4月1日を予定してございます。

続きまして、議案第11号「荒川区いじめ問題対策委員会規則」でございます。こちらにつきましても、3月15日の条例の制定の議決を受けまして、いじめ問題対策委員会につきまして、必要事項を定めるものでございまして、「荒川区いじめ問題対策委員会規則」を新たに制定するものでございます。

趣旨につきましては、荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第17条の条例に基づき、荒川区いじめ問題対策委員会を設置し、それに関して必要な事項を定めるものでございます。招集の通知につきましては、委員長が委員会の招集をするときには、その日時、場所、議題、その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならないこと。ただし、緊急を要する場合は、この限りではないというものを規定いたします。

会議録につきましては、委員長は会議録を作成し、これを保存するものでございます。委員会の庶務事項につきましては、教育委員会事務局指導室にて処理するものでございます。

5点目、委任事項でございます。この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定めるものでございます。

別紙に規則を添付させていただいておりますが、御覧をいただければと思います。第1条から第5条までの規定でございます。施行期日につきましては、平成29年4月1日を予定

してございます。

続きまして、議案第13号「荒川区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」でございます。提案理由でございますが、荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定に伴いまして設置されます、荒川区いじめ問題対策委員会の委員長印を定めるもので、公印規則を一部改正するものでございます。荒川区いじめ問題対策委員会委員長印の名称、番号、書体、寸法、用途、管守者、ひな型について定めるものでございます。

別紙に規則を添付させていただいておりますので、御覧をいただければと思います。

説明については以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。以上議案第10号、11号、13号、いじめ問題対策協議会等に関する審議でございます。何か質疑ございますでしょうか。

教育長 若干補足をさせていただきます。先般、教育委員会に御説明し、御可決いただきましたいじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例でございますけれども、3月15日、本会議最終日にさきにお話し申し上げた教育委員さんの任命の同意案件と同じ日に、条例についても可決をしていただきました。いじめ問題対策連絡協議会自体は以前に教育委員会で御説明し、要綱で設置しておったところですが、今後はその協議会の根拠規定が条例に基づくという形になります。この連絡協議会については、前教育委員さんが委員長を務めていただいております、今週21日の5時半から開催し、活発な御議論をいただいております。その議論の一端について教育部長から御報告をさせていただきます。

教育部長 今週火曜日ですが、要綱設置に基づくこの連絡協議会を開催いたしました。連絡協議会ですので、基本的には情報の共有を図ろうということで設置しているものですが、今、教育長からお話がありました前教育委員の青山先生のほかに前教育長の川寄先生、それから学識経験者、大学の先生のほか、小学校と中学校のPTA会長さんお2人とそれから児童相談所の所長、また警察等関係機関の方々に集まっただいて、荒川区におけるいじめ問題に対する対策ですとか、現状ですとか、そういったものを報告すると同時に御意見をいただいた状況です。今回、荒川区学校教育ビジョンを改定しましたので、これまでの10年間のいじめ問題に対する荒川区の取り組みについて、成果と課題と今後の方向性としてまとめていますので、それについての御説明と、今後のビジョンの中でいじめを許さないということを重点として、10年間取り組みをしていきますということをお話しました。またPTAの方々はやはり現場、保護者としての御意見があるので、先生方が気づいてくれることがとても大事だとか、そういった御意見などもありました。加えてそれぞれの関係機関から情報をいただいた状況です。

教育委員会では、いじめ防止基本方針を定めていますけれども、それが前教育ビジョンに

基づく方針となっています。法が施行されて3年がたっており、法に基づいて方針は策定しているのですけれども、前教育ビジョンに基づいた部分がありますので、来年度29年度はこのいじめ防止基本方針を改定するのが一つの大きな課題と思っています。今、国から新たな方向性が出て、またそれを受けて都も一定の方向性を出していると。例えば、今回の連絡協議会の中でもお話したのですけれども、福島ですとか、そういった被災地から避難している子どもたちへのいじめですとか、そういったものについても決してあってはいけないと。そんな国の方針などもありますので、そういったものを受けて方針を改訂しますよというお話も少しさせていただきました。荒川区においては、小学校、中学校、福島県の被災地からの転校生がいるわけなのですが、現時点ではそういったいじめの状況は確認できていませんというお話をいたしました。

連絡協議会を開催することで、教育委員会のいじめ防止対策についての状況報告とそれぞれの機関が持っている情報を受けて、共有を図るといふ、そのような取り組みをさせていただきました。教育長からお話ありましたように新年度は条例設置に基づく連絡協議会ということで、今いる委員の方々よりももう少し広げて、人数を増やして、例えば民生児童委員の方とか、青少年委員の方、人選はこれから考えるのですけれども、もう少し広げた形で実施したいと思っていますので、教育委員会で御報告させていただきますので、よろしく願います。

委員長 わかりました。いじめの問題は社会的な問題になっております。福島の子どもたちに対するいじめも報道などで御存知かと思えます。

教育長 今回特に文科省からは、震災避難者と性的少数者へのいじめ防止について通知がありました。性的マイノリティーのお子さんについて荒川区の小中学校で現実的にいるかいないかという点については、私どもには報告が上がってきていないのですけれども、そういった児童・生徒への対応ですとか、障がいを持つ児童・生徒への対応について通知がございました。

委員長 その二つの対応は、大きな問題ですよね。

教育長 また、いじめ問題対策委員会につきましては、専門家の方々にいじめ問題の対策の大きな柱などについて御議論いただいたり、実際に重大な事象が発生したときに教育委員会からお願いして第三者機関として調査し、最終的に教育委員会に御報告いただく委員会になります。これは4月以降、事務局でまた人選をさせていただいて、教育委員会にかけて御決定いただくという形になろうかと思えます。

委員長 御説明ありがとうございました。各議案につきまして、何か御意見ございますか。

〔「なし」との声あり〕

委員長 意見がなければ、討論を終了いたします。それでは各議案について順にお諮りいたします。初めに議案第10号「荒川区いじめ問題対策連絡協議会規則」について異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。次に議案第11号「荒川区いじめ問題対策委員会規則」について異議はありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。議案第13号「荒川区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。以上、議案第10号、議案第11号及び議案第13号のいずれについても異議なしとのことなので、いずれも原案どおり決定いたしました。

続いて、ちょっと順序が少し変わっておりますが、議案第12号「荒川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則」、次に議案第16号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」。次に議案第18号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の説明をお願いいたします。教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 それではまず議案第12号を御説明させていただきます。「荒川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正及び教育公務員特例法の改正等に伴いまして、教育委員会の権限委任等に関する規則を改めるものでございます。改正内容は大きく2点でございます。1点目が教育委員会から教育長に委任する事務につきまして、介護を行う幼稚園教育職員の時間外勤務の制限に関する事及び幼稚園教育職員の介護時間の承認に関する事を加えるほか、所要の調整を行うものでございます。

2点目が、教育公務員特例法の一部改正によりまして、こちらは教育公務員特例法が条ずれを起こしている関係がありますので、その条ずれに伴いまして、引用しております法の条番号を改めるものでございます。

施行期日につきましては、最初の部分につきましては公布の日。教育公務員特例法の一部改正による条ずれの部分につきましては、平成29年4月1日を施行期日に予定しているものでございます。

規則案を添付しておりますので、そちらを御覧いただければと思っております。主には

介護時間の追加が条例改正でございますので、その介護時間について追加をした部分でございます。それからもう一つが先ほど申し上げたように教育公務員特例法の条ずれに伴う部分での一部改正ということになってございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第16号でございます。「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。提案理由につきましては、先ほど区議会で可決をいただきました幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴いまして、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則を一部改めるものでございます。

主な改正内容、5点ほどございます。

条例の可決に伴いまして、「子」に含まれるものとされる者について条例第11号の改正を踏まえて所要の改正を行うものでございます。併せて条例の第11条第2項に規定する「要介護者」を新たに規定するものでございます。

2点目でございます。条例第11条第1項に規定する「教育委員会規則で定める者」を具体的に規定する内容でございます。

3点目が、条例第11条の2の改正に伴いまして、要介護者の介護を行う職員に準用するための所要の改正等を行うものでございます。

4点目が、介護休暇につきまして、孫の同居要件を撤廃するほか、3回または通算して6月の指定期間を経てもなお、介護を必要とする状態が継続している場合につきましては、6月を超えない範囲内で指定期間を延長して指定することができる制度を新たに設ける改正を行うものでございます。

5点目が、介護時間の新設に伴いまして、介護時間の承認期間等を定めるものでございます。

施行期日は公布の日でございます。大変大幅な改正になってございますが、基本的には介護の勤務時間の条例の改正に伴いまして、介護時間の追加、それから深夜勤務時間の制限等について条例の規則の内容を改正するものというのが大きな改正の内容になってございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第18号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございますが、条例の改正に伴いまして、介護時間制度が導入されることに伴いまして、勤勉手当の支給割合における欠勤日数等の算定について定めるほか、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則を一部改めるものでございます。

改正内容は2点ございます。1点目が、勤勉手当の勤務時間における欠勤等の日数の算定に当たりまして、1日の正規の勤務時間の一部について、欠勤等により勤務しない時間があるとき、日又は時間に換算して第5条第1項で換算した日数等に加算する旨を定めた規定に、介護時間により勤務しない時間を加えるものでございます。こちらは介護時間も条例で新たに追加されましたので、その部分について加える旨の改正を行う内容になってございます。

2点目が、勤勉手当の勤務時間における欠勤等の日数の算定に当たりまして、介護時間又は部分休業によって勤務しない時間について、それぞれ1日当たり7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間を合計した日及び時間が30日を超えない場合につきましては、欠勤等日数として算定しないことを定める内容でございます。添付の規則がございまして、こちらを御覧いただければと思います。

施行期日につきましては、平成29年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、質疑ございますでしょうか。

教育長 これも若干補足説明をさせていただきます。既に教育委員会に議案として出させていただきました幼稚園教育職員、幼稚園の先生たちが介護休暇をとるときに、とりやすいようにということで条例案を出したのですけれども、これも3月15日に全会一致で可決されました。その条例の施行に際しまして、条例に定めのない事項で規則で定めるべき事項について、必要な規定の整備を図るため、規則の改正を行うもので、前回御説明した内容に変更はございません。

委員長 わかりました。質疑を終了してよろしいですか。議案第12号、16号、18号について何か意見がございますでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

委員長 なければ討論を終了いたします。

それでは各議案について順にお諮りいたします。

初めに、議案第12号「荒川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則」について、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。議案第16号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。次に議案第18号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。以上、議案第12号、議案第16号及び議案第18号のいずれについても異議なしということですので、いずれも原案どおり決定いたします。

続いて、御手元の資料に戻ります。議案第14号と第15号ですか、2本についてお諮りいたします。議案第14号「荒川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、議題第15号「荒川区立図書館館則の一部を改正する規則」の説明をお願いいたします。2本一括してお願いいたします。

教育総務課長 それでは議案第14号「荒川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございますが、区立中央図書館の開館に伴いまして、補助執行させる事務に係る事案の決定権者を改めるため、荒川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、荒川区立図書館処務規定によりまして、中央図書館長、地域図書館課長及び地域館長の決定の対象とされた事案について、その決定権者を以下のとおり改めるものでございます。こちらにつきましては、基本的には南千住図書館が今まで中央図書館機能を持ってございますが、この度改めて中央図書館というのができ上がりますので、その部分について中央図書館長に権限を与えるものでございます。それから、それ以外の従来の尾久図書館、町屋図書館、日暮里図書館、それから今ある南千住図書館につきましても今度地域館という形になりますが、その地域館につきましては、地域図書館課長、さらに細かい内容については各地域館の館長に事案決定の権限を与えるという権限の内容の改正になってございます。

施行期日につきましては平成29年3月26日からを予定してございます。規則を添付させていただきますので御覧をいただければと。

続きまして、議案第15号「荒川区立図書館館則の一部を改正する規則」でございます。こちらにつきましても中央図書館の開館に伴いまして、これまで中央館機能を担っておりました南千住図書館の機能を中央図書館に移管するため、荒川区立図書館館則の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、中央図書館の開館時間、休館日等について定めるとともに、これまで南千住図書館長が担ってきた区立図書館の開館時間の臨時変更、館内整備日の決定等に関する権限を、新たに設置します中央図書館の館長の権限とするもの内容でございます。

施行期日につきましては、平成29年3月26日を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ございますでしょうか。

教育長 せっかくですので、この件について田窪課長から御説明をしてください。

図書館課長 従前から御説明しておりますように、ゆいの森に中央図書館を置くということに伴う整理でございます。図書館ということで、教育委員会の補助執行を受けるという形になっておりますが、今回、組織上、ゆいの森と南千住以下の地域館と、課が分かれるという形をとっておりますので、それぞれに課長がいるというところも含めまして、中央図書館長はゆいの森課長が受けるという形です。それから地域館の方は、これまで私のポストである図書館課長が地域図書館課長となりまして、その下に係長級でそれぞれの館長がつくという形で整理させていただきました。

第15号の館則の方は、これまで中央館の機能を担っておりました南千住図書館長ではなく、今後はゆいの森の中央図書館長が定めるという形になっているものでございます。

委員長 質疑ありますか。

小林委員 中央図書館の開館時間が9時半から午後8時半までということなので、勤労者の方にも利用しやすい時間帯で、非常によかったなと思います。

図書館館長 やはり会社帰りの方などが、今の館の方でも7時半まで割とギリギリまでいらっしゃる方がおりますので、そういった意味では1時間というところがかなり効果はあるのではないかと考えております。

教育長 月曜日も開館するのですね。

図書館館長 ゆいの森は月曜日も開館します。そうなりますと基本的には年末年始を除いて、必ずどこかの館が開いているという形になります。

委員長 ほかになければ質疑を終了します。

では、各議案に対しまして御意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 意見がなければ討論を終了いたします。

それでは各議案について順にお諮りいたします。初めに議案第14号「荒川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」について異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。議案第15号「荒川区立図書館館則の一部を改正する規則」について異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。以上、議案第14号及び第15号のいずれについても異議

なしとのことですので、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第17号に移ります。議案第17号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。議案第17号について説明をお願いします。

教育総務課長 議案第17号を御説明させていただきます。「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございますが、国からの退職派遣から幼稚園教育職員に採用される者の給与の取り扱いについて定めるため、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則を改めるものでございます。

内容でございます。人事交流によりまして異動した場合の号給決定について定めた規定を、国に退職派遣されていた者の号給決定においても適用できる形で、第8条のところに人事交流等という「等」を入れることで、適用できるということになりますので、以下のとおり改めるものでございます。

施行期日は平成29年4月1日でございます。今回の条例規則の改正でございますが、荒川区の事例ではないのですが、幼稚園教育職員については23区で同じ規則を使っております。ある区でこういう事例が発生したので今回改正するというお話がありまして、23区そろって改正をしようということになってございます。荒川区では今回該当するようなものはございませんが、他区で実際に発生したので、今回それにあわせて改正するという内容でございます。

裏面に規則の改正案を載せてありますので、御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

教育長 時々あるのですよね。区市町村の職員が都に派遣されたり、国に派遣される場合に、給与等について区市町村がそのまま持つという場合もありますし、退職派遣ということで1回国の職員になって、また何年かして戻ってくる。戻ってきたときにその間が職歴に反映されないと不利益になってしまうので、その間もそのまま区市町村の職員であったとみなして、昇給だとかもしますという規定です。

委員長 わかりました。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では議案第17号について意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では討論は終了いたします。議案第17号について異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。それでは議案第17号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」は原案とおり決定いたします。

続いて議案第19号「荒川区教育委員会事務局の人事について」を説明お願いいたします。  
教育総務課長 議案第19号でございます。「荒川区教育委員会事務局の人事について」でございます。内容については記載のとおりでございますが、次のとおり任命するというものでございます。

教育施設課長については平野興一。前任職は交通対策課長でございます。学務課長につきましましては、小堀明美。前任が障害者福祉課長になります。指導室長につきましましては瀬下清で、前任が峡田小学校の校長からの転任になります。こちらにつきましましては、いずれも4月1日付でございます。なお、任命につきましましては教育委員会事務局従事を命ぜられた場合という形で今回、御提案させていただくものでございます。

続きまして、次のとおり職を解くということでございます。現教育施設課長の泉谷清文でございますが、スポーツ振興課長に異動になります。学務課長の相川隆史でございますが、東京都の人事の内示がまだございませんので、異動先については東京都に帰るということだけで、未定と書かせていただいております。指導室長につきまして、小山室長が、今度は転出で北区立滝野川第三小学校長でございます。

関係条文につきましましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条に基づきまして、旧法第19条第7項が関係する条文でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。ただいまの人事につきまして、議案第19号について御説明いただきましたけれども、質疑ございますでしょうか。

教育長 後ほど、退職する者、そしてまた異動する者について、あいさつをさせていただければと思っております。

委員長 ありがとうございます。議案第19号について、意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 議案第19号について、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。それでは議案第19号「荒川区教育委員会事務局の人事について」は原案のとおり決定いたします。

坂田委員 一言。私どもとしては、今回、出られる方々には非常に大きな貢献をしていただいたと思っております。以上です。

委員長 ありがとうございます。続いて議案第20号「指導主事の任用について」を議題といたします。議案第20号について説明をお願いいたします。

指導室長 議案第20号「指導主事の任用について」でございます。

内容でございますが、1の新たに統括指導主事として配置される者は記載の2名でございます。2の新たに指導主事として配置される者は記載の1名でございます。3の職を解き、転出する統括指導主事、指導主事は3名でございます。新年度の体制は下記のとおりでございます。

議案第20号の説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。どなたか質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第20号について意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 討論を終了いたします。議案第20号について異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議にないものと認めます。それでは議案第20号「指導主事の任用について」は原案のとおり決定いたします。

続いて、次の議題に移ります。議案第21号「荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」を議題といたします。議案第21号について説明をお願いいたします。

指導室長 議案第21号「荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」でございます。

内容でございます。1の幼稚園長及びこども園長には2名記載してございますが、再任用として継続配置をさせていただくものでございます。2の幼稚園副園長は1名記載してございますが、退職いたしまして、区の非常勤職員として勤務し、各園の教員を指導していただく予定でございます。3の統括校長は1名を継続させていただきたいと思っております。4の校長でございますが、(1)小学校、15名記載してございます。そのうち10校の校長が変わります。そのほか5校は再任用で継続配置というものでございます。裏面に行ってくださいまして、退職のところでございます。小学校の校長4名が退職でございます。また、転出の部分でございますが、2名の校長が転出でございます。(2)の中学校でございます。6名記載してございますが、2校の校長が変わります。そのほか4校は再任用で継続配置でございます。

続きまして、5の副校長でございます。(1)小学校でございますが、6名記載してございますが、5校の副校長が変わります。1校は再任用で継続する形になってございます。転

出でございますが、他区への転出副校長は1名でございます。(2)中学校は7名記載してございまして、7校の副校長が記載のとおりかわることになります。2枚目の裏面を見ていただきますと、他区への転出は記載の2名でございます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 議案第21号について意見ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ討論を終了いたします。

議案第21号について異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。それでは議案第21号「荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」は原案のとおり決定いたします。

続いて、議案第22号「『荒川区学校図書館活用指針』の改訂について」を議題といたします。議案第22号について御説明をお願いいたします。

指導室長 議案第22号「『荒川区学校図書館活用指針』の改訂について」でございます。

提案理由でございます。平成26年3月に策定した荒川区学校図書館活用指針の改訂案をまとめましたので、付議させていただくものでございます。

内容でございます。1、改訂の目的でございますが、記載のとおりでございます。2、改訂の重点でございますが、5点ございまして、(1)校長を中心とした学校教育図書館の機能の強化。(2)保護者や地域との連携による読書活動の推進。(3)学校図書館とタブレットの活用をとおした情報教育の推進。(4)区立図書館との緊密な連携。裏面に行っていただきまして、(5)学校図書館の環境整備でございます。

3、今後の方向性でございますが、本指針に基づき区内すべての小・中学校における学校図書館のさらなる活用及び実践を推進していくものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。区の総合教育ビジョンが変わったことによって、こちらの方も変わってきたということですのでよろしいですね。

指導室長 そうでございます。ありがとうございます。

委員長 どなたか御意見ございますでしょうか。

教育長 これは、前回の教育委員会で御報告をしていただきましたが、前回から変えたところはどこですか。

指導室長 1週間の短い期間で大変申しわけございませんでした。この学校図書館活用指針に関しましては、御指摘ございませんでしたので、前回どおりのものを提案させていただいております。

委員長 ほかに何かございますか。図書館課長よろしいですか。

図書館課長 はい。

委員長 では、議案第22号について意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では討論を終了いたします。

議案第22号について、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。議案第22号「『荒川区学校図書館活用指針』の改訂について」は原案のとおりといたします。

次に、報告事項に移ります。

初めは「平成29年度予算における教育委員会主要事業について」の御説明をお願いします。

教育総務課長 報告事項でございますが、平成29年度の主要事業計画でございます。こちら今年の2月の教育委員会にも予算のときに出させていただいたものを正式な形で整えたものでございますので、内容は変わってございません。後ほど御覧いただければと思っております。新規事業につきましては何点かございますので、そこだけは少し説明させていただきたいと思っております。

一つは、主要事業の中の7ページ目になりますが、(4)小学校における理科実験促進事業であるとか、8ページの(6)タブレットPCを活用した「あらかわ・スマート・スタディ」の実践が新規になってございます。

教育委員会の関係につきましては、新規事業はその二つが大きいもので、あとは基本的に昨年度からの継続でございまして、ワールドスクールの中学校の部分についても、8ページの(9)でございまして、引き続き実施をさせていただいております。それから9ページの(14)オリンピック・パラリンピック理解事業につきましても、引き続きさせていただいております。ただ、オリンピック・パラリンピック理解事業につきましては、区の予算が非常に少ないようにみえますが、これは東京都の教育委員会から各学校に25万円ずつ渡っておりますので、学校の方では都の教育委員会の予算を活用するという形で、区としてもここに書いてあるように、オリパラの意義やパラリンピックの主役となる障がい者への理解を深めるために、区としてはこの金額を予定して講演会等を通じて実践していきたいと考えている

ところであります。

大変雑駁な説明でございますけど、あとは生涯学習推進計画の部分につきましては13ページに、明日落成式を迎えますゆいの森の関係の運営費用として1億7,270万8,000円といった形でゆいの森にありますのは、あしたの落成式及びその後内覧会がございますので御見学をいただければと思います。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。前回、皆様には一度諮っておりますので、きちっとしたものでございます。何か御意見ございますでしょうか。

小林委員 特に意見はないのですけれども、事業が多様で、幅広く、豊富ですので、一つ一つ丁寧にやっていただければと思います。よろしく願いいたします。

教育長 今、小林先生がおっしゃられたように、これ以上事業を増やすときには何かを削らないといけないかなと思っております。新規事業ばかりを追い求めるのはちょっとどうかと考えています。

坂田委員 私も教育ビジョンの際にそのように申し上げたのですが、あまりにもてんこ盛りになり過ぎると、やはり先生方も子どもも時間に限りがありますので。

委員長 ほかに何かございますか。なければ続いて「第三瑞光小学校第二校舎の竣工報告について」御説明をお願いいたします。

教育施設課長 それでは第三瑞光小学校第二校舎の開設について御説明させていただきます。第三瑞光小学校につきましては、年々児童数が増えており、28年度は16クラスございまして、これ以上校舎内に普通教室をつくることができません。今後も児童数の増が見込まれており、平成26年度から手掛けまして、この度、その校舎の用意ができましたので、御説明させていただくものでございます。

内容につきまして、資料に沿って説明させていただきます。まず、概要でございますが、土地の面積は約940平方メートル。こちらは以前東京電力が駐車場として使用していた土地を20年間で借り上げたものでございます。そこに4階建ての鉄骨造で、延床は約1,814平方メートルの建物をリース契約に基づきまして用意したものでございます。建物の構成は記載のとおり1階から屋上までという形になってございます。

おめくりいただきまして、2ページ目に写真と地図がございますので、こちらで説明させていただきます。まず、場所でございますけれども、上段に地図がありますが、こちらの地図の左側が第三瑞光小学校本校舎となっております。こちらの本校舎に先ほど言いました16クラスの教室がございます。来年17クラスを予定しておりまして、今後これが26クラスまでなるのかもしれないという推計を立てておりますので、第二校舎という形で10ク

ラスを要した校舎を近接のところに用意したものでございます。道路と民家を挟んで約30メートル程度の距離でございますが、少し離れてございます。また、向かい側には南千住第二中学校があるという場所でございます。下に写真がでございますが、本校舎から見ると、少し狭い路地のようなところになってございます。その道路を挟みまして、進んでいただいたところに新しい校舎をつくったというところでございます。

おめくりいただきまして、3枚目のところに校舎内の写真が出てございますが、こちらの校舎、1階昇降口から入りまして、普通教室を10教室用意して、屋上には屋上校庭という形で周辺に余裕がないものですから、屋上に約200平方メートルの人口芝の校庭といいますが、遊ぶ場所をつくったところです。こちら高さ約7メートルのネットフェンスがありますので、ボール遊びもできるような形になっております。

写真の一番下にありますけれど、廊下には手洗い、水飲み場を多目に用意させていただきました。こちらの手洗いにつきましては、各フロアの廊下に12カ所作りまして、廊下だけで合計38カ所の手洗い、水飲み場がでございます。

また、おめくりいただきまして次の写真にありますけれども、トイレも10教室の割には多目に用意させていただいております。校舎が離れておりますため、本校舎の理科室などでの授業、若しくは校庭や体育館を利用するときは、本校舎に移動しなければなりませんので、子どもたちが移動するときの時間をなるべく短縮するために並ばないように、水飲み場やトイレなどが普通よりは多目に用意をして、移動時間がとられるのを少しカバーできるようにという配慮でございます。トイレにつきましては、大の方はすべて洋式化という形になっております。また、誰でもトイレも、この校舎の1階に用意してございます。また、第二校舎にも給食室を配置しております。

そして最後のところが平面図になってございますので、こちらの平面図、ちょっと見づらいと思いますが、2階と3階は同じづくりで、1フロアに4教室ありますけれども、来年度より2階を2年生、3階を4年生と考えてございます。なお、来年度の4年生は3クラスですので、実際には7クラス分がここに入る形になります。また、4階のところ、普通教室2教室と、あと多目的室が2教室となるのですけれども、現在のところは余裕がありますので、図書スペースと英語、算数の教室で活用を考えてございます。なお、4階につきましては、この4教室が可動間仕切りで全部一体的に使えるようにも工夫されているところでございます。

また、1枚目にお戻りいただきまして、設備の特記でございますけれども、シャワートイレ、温水洗浄トイレでございますが、こちら誰でもトイレと3階で合わせて3カ所。まだ2年生で、若干小さい児童がいたときのための幼児用便座も用意してございます。また、

エアコンには加湿器。自動加湿という形で直結した自動の加湿器を用意しまして、トイレの手洗いなどは自動水栓にしております。

また、安全対策ということで、学校110番。職員室には各学校にボタンを押すだけで、警察と警備会社に連動するボタンがありますけれども、原則は1校につき1カ所ですが、こちらの場合はどうしても第二校舎、増設校舎とはいっても距離が離れていますので、本校舎から連絡するという事は非常時の場合困難ですので、これも設置を認めてもらいまして付けることができました。

また、途中に道路、交差点がありますので、そこには横断歩道も既に新設いたしました。また、交差点の中は注意喚起のために赤色塗装していただきまして、車道のところには狭窄の塗装と言いますか、だんだん交差点に向かうに従って、狭くなるような印象を受けるように、横から白線が出てくるような配慮を道路課がしています。

また教育総務課と協力しまして、安全推進員は2名追加で配置をして、こちらについては登下校だけではなくて、時間中の校舎間の移動のためにも配置していただいております。

最後に契約ですけれども、先ほど申しましたとおり、土地自体を東京電力から借りております。これが20年間の定期借地でございます。こちらが年間で約720万円。建物も今回緊急ということでリースで契約させていただきまして、こちらは3年リース。3年が経過した後は無償譲渡という形で契約しております。こちらは総額で6億100万円です。これが総額のリース料金になってございます。

今後の予定でございますけれども、今月中に建物の設備関係の取り扱い説明を教育施設課と第三瑞光小学校の教職員で事業者から受けまして、3月31日に鍵の引き渡しが終わり、そして4月1日から我々が管理運営するという形になります。そして4月6日から始業式を第三瑞光小学校で実際の活用を始めていただく予定でございます。なお、教育委員の皆様におかれましては、5月12日の教育委員会でできれば見ていただきたいと思いますと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 どうか御質問ありますか。

小林委員 2年生と4年生がここを利用するという形なのですね。どういう理由でその学年を選んだのですか。

教育施設課長 こちらの利用学年につきましては、学校に考えていただいたわけですが、やはり1年生ではもちろん入学したてで難しいだろうということと、あと6年生は最後の年だということ。そしてクラス数の変動がないことを考えるとともに、あまり近すぎても兄弟学年と言いますか、上の学年が下の学年の面倒を見るということを考慮しまして、少し間隔をあけた方がいいだろうという条件で、校長の方でそれであれば現時点で考えてベストなの

は2年生と4年生の組み合わせが入り切れるし、学校運営上でも一番いいだろうと校長から提案がありましたので、2年と4年と決めさせていただきました。

教育長 つけ加えて、樋口校長からお聞きした話では、小学校では2年ごとにクラスがえをするので、1年生と3年生から引き続いて同じ担任が持つ2年生と4年生が新校舎を使うこととし、子どもたちが落ちついて新校舎での学習ができるように学校として考えたと言っていました。

小池委員 全くの余談なのですが、三瑞小の卒業式に数日前に行ったのですが、樋口校長先生が言っていました。別の学年の子どもたちが「どうして僕たちはきれいなところに入れられないの」と、そういう声もあったそうです。

坂田委員 私は家がすぐ近くなので、この前をよく通るのですが、先ほど施設課長からお話がありましたように、子どもの移動については利便性と安全面で非常によく考えていただいているなと思います。この前の道は確かに狭いのですが、車が通らないわけではないので、日光街道から入ってきて南千住の方にそのまま抜けられるわけではないのですが、あちらの方に入っていく車が通る場所でもあるので、特に交差点のところでは非常に狭いので、こういった塗装等で、若しくは指導員の方で配慮していただくというのは、非常に手厚い対応かなと思います。

委員長 その他、御質問ございますか。

教育長 先ほど泉谷課長から御報告させていただいたように、ぜひ一度授業中の子どもたちの様子を含めて、教育委員会として御覧になっていただければと思ってございます。また、細かいところは調整させていただいて、また、決まりましたら報告させていただきます。

委員長 では、次の報告事項です。「平成28年度 奥の細道矢立初めの地 子ども俳句相撲大会結果について」御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、「平成28年度 奥の細道矢立初めの地 子ども俳句相撲大会結果について」御報告いたします。

内容でございます。全小学校を対象に出場チーム、2人1組で公募いたしまして、予選の申し込み139チーム(参加校16校)の中から、荒川区の俳句連盟の方々が選句しまして、13チームを選出しました。交流都市である大垣市から3チームを招待しまして、16組が俳句による対戦を行いました。最終的に横綱、大関を決定したものでございます。

日程でございます。3月11日土曜日の午後1時から晴天の中、とても暖かい日で素盞雄神社の境内の中で、周りにはひな人形が展示している中で行われました。出場校が、千秋楽に残ったのが9校、あとは大垣市の日新小学校の3チームが出場いたしました。

対戦結果でございますが、横綱は「きつつき」という大垣市の日新小学校6年生の女の子

のチームでございました。東大関、準優勝は「鳥と月」という、第三瑞光小学校の3年生の男の子のチームでございました。

参考までにこのプログラムを御覧いただきますと、12ページが大垣市の「きつつき」というチームなのですが、最初に「鏡見て セーラー服を 着て回る」という中学校入学に向けての意欲が感じられるような俳句でございました。また、19ページに「鳥と月」という第三瑞光小学校の3年生の男の子の2人の投句もありますが、清々しい男の子の大きな声での土俵のパフォーマンスで、2人のチームワークのよさが感じられた結果でございました。西の大関の3位は第三瑞光小学校の6年生の「ミュージアムO・I」というチームでございました。裏面に関脇、小結、殊勲賞、敢闘賞、技能賞ということでの記載のとおり結果でございます。当日は小池委員また高梨教育長、お二人には審査員になっていただきまして、本当にありがとうございました。とてもすばらしい俳句相撲大会になりました。ありがとうございました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。「凜と鳴き 目覚めを告げる 梅の花」。うまい。

生涯学習課長 本当にすばらしい俳句の披露でございました。パフォーマンスもあり、土俵の上で投句だけではなくて、やはり演技力というのですかね。いかに伝える、プレゼンをするかということも評価になったかなと思っております。

教育長 北村課長が、今、申し上げたように、小池委員が審査員になっていらっしゃいましたので、ぜひ審査員としての立場から御感想をいただければと存じます。

小池委員 子どもたちがみんな自信を持ってやっているというのと、それからいろいろな小道具、風船を飛ばすとか、桜の花びらのように紙ふぶきをやるとか、そういういろいろな工夫を凝らして堂々とやっているというのに感銘を受けました。

小林委員 俳句を見せていただきましたが、本当にすばらしい俳句です。

教育長 大垣の子たちは前からやっているんで、それなりの俳句の素養が育っているというか、培われているんですけど、荒川区の子たちの俳句も数年前に比べると大分進歩してきたかと思えます。

小林委員 「鳥と月」の俳句ですが、色彩感覚も本当にすばらしいと思いました。

教育長 ただなかなかいい俳句をそろえるというのがまだちょっと難しい。1回戦でよくても2回戦でちょっと思ったりして。大垣の子たちはすべての句の水準がそれぞれ高いので、そこまではもう少しだと感じました。

小池委員 聞くところによると、大垣では学校で、月1回の土曜日に俳句の授業をやっているらしいですね。それはもうずっと何年も続いているということがあって、小さいときから俳

句に親しむようなことを考えてやっているようですね。なるほど、これも一つの俳句が普及する方法かなと思いました。

委員長 では、あとでこれをお持ち帰りになってゆっくり読んでいただいて、そしてまた感想を述べられてください。お願いいたします。これは第何回になりますか。

生涯学習課長 8回ですね。8回目です。

委員長 では、次に進ませてください。次は「荒川ふるさと文化館の休館日程について」御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは「荒川ふるさと文化館の休館日程について」御報告いたします。荒川ふるさと文化館の29年度における休館日程について御報告するものでございます。

内容でございます。同一建物内にあります南千住図書館の館内整理日、第2木曜日でございますが、この日にちに合わせて休館するものでございます。休館日につきましては、記載の12日間でございます。

理由でございます。ふるさと文化館の展示資料及び収蔵資料の整理や展示替え等を行うためでございます。また、今回荒川伝統工芸ギャラリーも開設しますので、そちらの展示替えに要する日程ということで、館内整理日を設けるものでございます。

今後の予定でございますが、3月末にはホームページに掲載しまして、4月11日の区報に掲載して、周知する予定でございます。

報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。何か御質問ございますか。

なければ予定しておりました事項は以上でございます。事務局より連絡事項等ありますでしょうか。

教育総務課長 私から2点ほどあります。定例会の時間と場所の変更がございます。次回の4月14日ですけれども、当初3時からの予定でございましたが、30分ほど繰り上げさせていただいて2時半からの予定でございます。それから4月28日の定例会、時間の変更はないのですが、場所が4階にあります広報課の前の会議室に変更になってございます。

それから、先ほど教育施設課長からも御説明ありましたが、第三瑞光小学校の第二校舎を5月12日の定例会のときに視察に行こうかと思っておりますので、時間等、また詳しいことは御連絡差し上げますが、第三瑞光小学校に行く予定でございます。

それから10月13日教育委員会の定例会、ちょうど本会議と重なっている関係がありますので、時間を定刻1時半から3時半に繰り下げて開催をさせていただきたいと思っております。それと併せて来年度の各小中学校における研究発表会の日程が決まりましたので、記載をさせていただいておりますので御覧いただいて、御都合がよい日にぜひ御参加をいただ

ればと思っております。

それから最後になりますが、教育法改正の文書付議になります。区の動向を踏まえまして、区立幼稚園、こども園への保育料の負担軽減を29年4月から行うために「荒川区立幼稚園条例施行規則」及び「荒川区立こども園条例施行規則」につきまして、改正を予定してございますが、実は国の政令の改正が3月31日と聞いてございますので、政令公布後すぐに文書付議をさせていただきたいと思っておりますので、後ほど3月31日に文書付議をさせていただきますので、その点だけよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。あと、ほかに何か連絡事項ございますでしょうか。よろしいですか。

委員長 では、御報告いただきました。なければ、以上をもちまして、教育委員会の第6回定例会を閉会といたします。

了